

自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書

(目的)

第 1 条 指定管理者は、本特記仕様書に則り自家用電気工作物を適切に管理するものとする。

(対象とする事業場)

第 2 条 本仕様書で対象とする事業場は次のとおりとする。

| | |
|-----|------------------|
| 名称 | 名古屋市 農業文化園・戸田川緑地 |
| 所在地 | 名古屋市港区春田野二丁目 他 |

(本市及び指定管理者の責務)

第 3 条 指定管理者は、自家用電気工作物について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。

- 2 本市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。
- 3 本市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。
- 4 本市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者を、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うことを確約させるものとする。

(保安管理業務の細目及び基準)

第 4 条 保安業務の詳細については、「保安管理業務の細目及び基準」を参照するものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行う。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせること。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認をすること。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴

- う 場所、放射線管理区域等)
- (イ) 情報管理のため立入が制限される場所 (機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室)
- (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所 (手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
- (エ) 機密管理のため立入が制限される場所 (独居房等)
- (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所 (密閉場所等)
- (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器 (移動して使用する機器) である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 上記(2)において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2. 相互の連絡

(1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- エ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置 (電話通報方式) が警報を発した場合
- オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- キ. 電気保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ク. 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合
- サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合

(2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- ア. 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法
- イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置 (自動通報方式) の警報を受信した場合
- ウ. その他必要な事項

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

(1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。

(2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器 (以下「絶縁監視装置等機器」といいます。) は発注者と受注者が協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。

(3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。

(4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。

(5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。

(6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50 mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。

5. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者が協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して、第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者が協議のうえ、絶縁監視装置を撤去するものとする。

6. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

7. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者が相互に協議するものとする。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 月次点検 | 年次点検 | | 臨時点検 |
|-----------|-------------|-------------|------|------|-------|-------|
| | | | | I | II | |
| 引込設備 | 引込線 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 区分開閉器 | 絶縁抵抗測定 | | | ○※ 1 | |
| | 電線、支持物、ケーブル | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| 受電設備（二次） | 遮断器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 高圧負荷開閉器 | 絶縁抵抗測定 | | | ○※ 1 | |
| | | 継電器の動作試験 | | ○※ 1 | ○※ 1 | |
| | | 継電器との結合動作試験 | | | ○※ 1 | |
| | | トリップ回路の導通試験 | | ○※ 1 | | |
| | | 絶縁油酸価度試験 | | | ○※ 2 | |
| | | 絶縁油破壊電圧試験 | | | ○※ 2 | |
| | | 内部点検 | | | ○※ 2 | |
| | | 放電雑音チェック | | ○ | ○ | |
| | | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |
| 母線、計器用変成器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 | |

| | | | | | |
|---|-------------|------|-----|-----|-------|
| 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器 | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |
| 変圧器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | 絶縁油透明度チェック | | | ○※3 | |
| | 絶縁油酸価度試験 | | | ○※3 | |
| | 絶縁油破壊電圧試験 | | | ○※3 | |
| | 内部点検 | | | ○※3 | |
| | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |
| 受・配電盤 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 電圧・電流測定 | ○ | ○ | ○ | |
| | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1 | |
| | 継電器の動作試験 | | | ○※1 | |
| | 継電器との結合動作試験 | | | ○※1 | |
| | 放電雑音チェック | | ○ | | |
| | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |
| 接地工事 (接地線・保護管) | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 | |
| 構造物・配電設備 受電室建物 (キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等) | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| 蓄電池設備 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 比重測定 | 1回/年 | ○ | ○ | |
| | 液温測定 | 1回/年 | ○ | ○ | |
| | 電圧測定 | 1回/年 | ○ | ○ | |

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 月次点検 | 年次点検 | | 臨時点検 |
|------------------|-------------------|------------------|------|------|-------|-------|
| | | | | I | II | |
| 負 荷 設 備 | 電動機、電熱器 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | 電気溶接機 | 電圧・電流測定 | ○※8 | ○※8 | ○※8 | |
| | その他の電気機器類 | 絶縁抵抗測定 | | | ○※1,6 | |
| | 照明装置 | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 | |
| | 配線及び配線器具 | 温度チェック | ○ | ○ | ○ | |
| | 接地装置 | 漏洩電流測定 | ○※5 | ○※5 | | |
| | 配電線路の電線等 及び支持物 | 絶縁監視 | ○※7 | ○※7 | ○※7 | |
| | 非常 用 予 備 | ガスタービン及び 附属装置 | 外観点検 | ○ | ○ | |
| 内燃機関及び 附属装置 | 起動試験 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 発電機及び励磁装置 | 外観点検 | ○ | ○ | ○ | 必要の都度 |

| | | | | |
|----------------------|---------|--|-----|---------|
| 接地装置 | 絶縁抵抗測定 | | ○※1 | ○※1 |
| | 接地抵抗測定 | | ○※4 | ○※4 |
| 遮断器・開閉器 その他の電気機器類 | 受電設備と同じ | | | 受電設備と同じ |

- 注(1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。
「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。
ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
イ 電線と他物との離隔距離の適否
ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定する。
ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。
- (3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。
- (4) 年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は3年に1回は年次点検Ⅱを行うものとする。
年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施する。
ア 低圧回路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧回路が大地及び他の電路と絶縁されている。
イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下である。
ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常である。
オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。
- (6) ※2を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (7) ※3を付した点検及び試験は製造後(新油に取替えの場合も同様)10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとする。
ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。
※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検(油量、変色、汚損、異臭等)により異常が認められた時に実施する。
採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。
- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。
- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。
この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年1回行うものとする。

別表2

工事期間中に関する点検の基準

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 工事期間中の点検 |
|-------|---------------------------|-------------|----------|
| 引込設備 | 引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物 | 外観点検 | ○ |

| | | | |
|----------------------|---|------|---|
| 受電設備 (二次 変電設備) | 遮断器 高圧負荷開閉器 | 外観点検 | ○ |
| | 母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器 | 外観点検 | ○ |
| | 変圧器 | 外観点検 | ○ |
| | 受・配電盤 | 外観点検 | ○ |
| | 接地工事（接地線・保護管等） | 外観点検 | ○ |
| | 構造物・配電設備 受電室建物 〔キュービクル式受・配〕 〔電設備の金属製外箱等〕 | 外観点検 | ○ |
| | 蓄電池設備 | 外観点検 | ○ |

| 電 気 工 作 物 | | 点検、測定及び試験項目 | 工事期間中の点検 |
|---------------|--|-------------|----------|
| 負荷設備 | 電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 | 外観点検 | ○ |
| 非常用 予備発電装置 | ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置 | 外観点検 | ○ |
| | 発電機及び励磁装置、接地装置 | 外観点検 | ○ |
| | 遮断器・開閉器、その他の電気機 器類 | 外観点検 | ○ |

注 (1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

戸田川緑地内の排水施設等の管理に関する覚書

名古屋市緑政土木局長（以下「甲」という。）と名古屋市子ども青少年局長（以下「乙」という。）は、戸田川緑地において、戸田川緑地内の汚水排水のために共用する排水管及びポンプ施設並びに電気設備の管理に関し、次のように覚書を締結する。

（対象施設）

第1条 この覚書の対象施設は、排水管、ポンプ施設及び電気設備とし、ポンプ施設及び電気設備は別図に示すとおりとする。

（排水管の管理）

第2条 排水管の管理は、次の区分により行う。

（1）甲の管理する部分

第2号に規定する部分を除いた部分

（2）乙の管理する部分

とだがわこどもランド内及びとだがわこどもランドから合流箇所まで

2 排水管の管理に要する費用は、前項の区分により管理を行う者が負担する。

（ポンプ施設の管理）

第3条 ポンプ施設の管理は、甲が行う。なお、ポンプ施設の管理とは、次に掲げる業務をいう。

（1）定期的な点検、汚水槽汚泥浚渫

（2）異常時の緊急対処

（3）不具合発生時における施設の修繕及び更新

2 ポンプ施設の管理に要する費用は、甲が5分の1を、乙が5分の4をそれぞれ負担する。

（電気設備の管理）

第4条 電気設備の管理は、キュービクルBについては乙が行い、それ以外については甲が行なう。なお、電気設備の管理とは、次に掲げる業務をいう。

（1）自家用電気工作物の保安管理業務

（2）異常時の緊急対処

（3）不具合発生時における施設の修繕及び更新

2 電気設備の管理に関する費用については、次のとおりとする。

(1)第1項第1号に定める電気設備の管理に要する費用は、甲が46分の10を、乙が46分の36をそれぞれ負担する。

(2)第1項第2号及び第3号に定める電気設備の管理に要する費用は、系統1は甲が46分の10を、乙が46分の36、系統2は甲がすべてを、系統3は48分の1を、乙が48分の47をそれぞれ負担する。

(適用日)

第5条 この覚書は平成21年7月1日より適用する。ただし、第3条第1項第1号及び第4条第1項第1号の業務に要する費用については平成22年4月1日から適用し、それまでの間は、甲が負担する。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書によることが適当でない事項は、別に甲と乙が協議して定める。

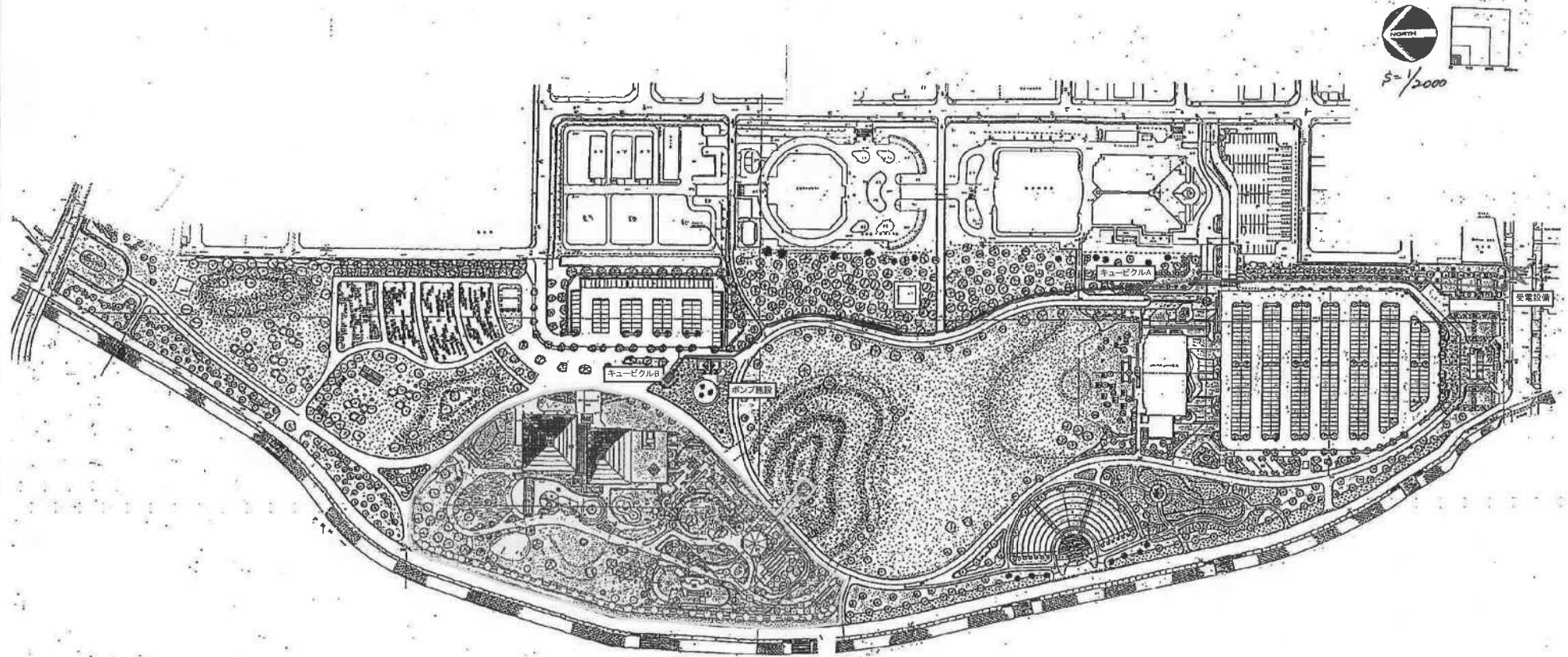
この覚書を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成21年 6月 26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市長 村上 芳樹

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局長 石井 久士

戸田川緑地平面図



凡 例

| 記号 | 施設名 | 費用負担 | 電気容量 | 管理主体 |
|----|---------|---------------------|------------------|------|
| ■ | 受電施設 | 系統1 甲:10/46、乙:36/46 | | 甲 |
| ■ | キュービクルA | 系統2 甲:すべて | 戸田川緑地分 147.65kW | 甲 |
| ■ | キュービクルB | 系統3 甲:1/48、乙:47/48 | 戸田川緑地分 12.472kW | 乙 |
| ■ | ポンプ施設 | | こどもランド分 580.74kW | 乙 |
| ■ | | 甲:1/5、乙:4/5 | | 甲 |

■ : とだがわこどもランド管理区域

なごや西の森づくり業務特記仕様書

I なごや西の森づくりの概要

(1) なごや西の森づくり

戸田川緑地では「なごや西の森づくり計画書」及び「なごや西の森維持管理計画」に基づき、市民・企業・行政のパートナーシップのもと、苗木を植え、次世代に伝える豊かな森を育てている。平成12年度から令和2年度までに約23,500人が参加し、4.3haに約64,600本を植樹した。

現在は、これまでに植樹した場所の育樹活動（間伐・下草刈り）や講座・観察会の開催など、地域や市民と連携した森づくり活動を行っている。

(2) なごや西の森づくり協議会

協働による森づくり活動を円滑に進めていくため、関係者が定期的集まり、活動の報告や調整、情報交換、「とだがわの森感謝祭」に向けた準備などを協力して進めている。市民活動団体（戸田川みどりの夢くらぶ、高年大学園芸緑友会）と指定管理者、名古屋市、その他必要と認められる個人・団体が対等な立場で出席する。

(3) とだがわの森感謝祭

なごや西の森づくり協議会の主催による森づくり協働イベント。平成12年度から開催しており、令和3年度は、市民活動団体や企業・事業者など計約280名が参加し、森の観察や育樹活動を行った。

II 指定管理業務の内容

1 西の森の現地管理（業務仕様書参照）

- ・ 中央地区右岸及び左岸における西の森・とだがわ生態園の維持管理業務

2 市民との協働及び市民活動団体の支援

(1) 子どもの参加を促進する講座等の開催

(2) 市民活動団体との協働

- ・ 「なごや西の森維持管理計画」に沿った作業計画書と結果・記録の保管
- ・ ボランティアハウスの提供と開閉、掲示板の提供
- ・ 森の育成に必要な資機材の貸与、肥料等の提供、パンフレット等の配布・配架
- ・ 自然観察会・講座の開催支援、機材・会場の提供（農業科学館講習室ほか）
- ・ 本市及び関係機関の行事等での現地対応、協力、実施状況の確認
- ・ 戸田川の生き物の展示場所及び展示機材等の消耗品の提供
- ・ 「なごや西の森維持管理計画」に基づく活動の指導およびアドバイス等を行う講師の派遣（年2回以上、各回半日程度）
- ・ 市民活動団体の定例活動等への立会い、「なごや西の森維持管理計画」に基づく助言等（年4回以上、各回半日程度）

(3) なごや西の森づくり協議会の企画運営（年7回以上、各回2時間程度）

- ・ 議題等とりまとめ、案内送付、参加者集約、会場確保・設営、資料・資機材の準備、受付、

司会進行、議事録作成

- ・ とだがわの森感謝祭の企画立案、関係者調整、実施計画書の作成
- ・ 西の森づくりに関する情報の共有 など

3 とだがわの森感謝祭の開催（追加資料 令和3年度開催概要参照）

- ・ 感謝祭の全体統括、連絡調整窓口、資機材等の準備
- ・ 運営に必要な人員の配置
（統括、司会進行、安全管理、会場等設営撤去、会場案内・誘導、記録作成等）

4 その他

- ・ 各種媒体による広報の協力
- ・ 第三・第四駐車場閉鎖時の管理用駐車場の提供（入口の開閉を含む）

【参考】西の森づくりに係る市民活動団体の役割

- （1）「なごや西の森づくり」の企画立案段階における参画
- （2）個別プログラムの実施段階における協働
- （3）育樹・植樹祭の開催・運営など、地域や市民と連携した森づくり活動

戸田川緑地駐車場使用料徴収業務等仕様書

指定管理者は、駐車場の使用料の徴収業務等について、この仕様書に従って実施すること。

1 指定管理者は、この仕様書によって業務を実施するにあたっては、名古屋市都市公園条例（以下「条例」という。）、名古屋市都市公園条例施行細則（以下「規則」という。）、名古屋市会計規則のほか、次の要綱等の定めに従うこと。

（1）有料公園施設使用料減免取扱要綱

2 業務の内容

- （1）駐車場利用者から使用料を徴収すること。
- （2）使用料の減免業務を行うこと。
- （3）徴収した使用料を名古屋市に納入すること。
- （4）その他、名古屋市の指示に従うこと。

3 使用料の徴収等に関する業務

- （1）駐車車両の入場時に利用者から使用料を徴収し、駐車整理券兼領収書（以下「駐車整理券」という。）を交付すること。
- （2）使用料の額は、条例及び規則の定めるところによる。
- （3）使用料の減免に関する業務を行うこと。
- （4）駐車整理券の券種は、名古屋市が指定するもの以外使用してはならない。ただし、駐車整理券の様式は、様式1に記載した事項を基本とし、名古屋市との協議により定めること。
- （5）利用者から要求があった場合は、駐車整理券と引き換えに領収書（様式2）を交付すること。また、この領収書は名古屋市が別に指定する領収書管理簿により管理すること。
- （6）使用料を徴収したときは、徴収した日の翌日（当該日が、名古屋市と指定管理者との協定で定める管理事務所の業務期間でない日及び金融機関の休業日（以下「休業日等」という。）にあたるときは、その直後の休業日等でない日）までに払込書（様式3）によって、名古屋市指定金融機関又は名古屋市収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）へ払い込むこと。
- （7）使用料を徴収したとき、又は払い込んだときは、名古屋市が別に指定する調定決裁書兼収納金出納簿（以下「実績日報」という。）及び月ごとの使用料徴収実績表を作成し、その写しを名古屋市に提出すること。
- （8）徴収した使用料について、領収書控及び実績日報等と照合確認のうえ、調定を行うこと。また、紛失のないよう確実な方法で保管すること。

- (9) 徴収事務を円滑に行うために、つり銭を準備しておくこと。
- (10) 公園管理車両及び業務車両については、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- (11) 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により、徴収した使用料に過納金及び未納金が生じた場合は、過納金については、名古屋市の収入とし、未納金については、指定管理者の責任において補填すること。なお、過納金及びその原因については、名古屋市が別に指定する過誤納金管理簿に記載し、その写しを名古屋市に提出すること。また、未納金が発生した場合は、すみやかに名古屋市に報告すること。

4 金券類の取扱い

指定管理者は、駐車整理券の保管数について、名古屋市が別に指定する金券類出納簿により管理し、名古屋市の求めに応じて名古屋市に報告すること。また、新たに作成する場合は、名古屋市に協議すること。なお、指定期間終了後、残存している駐車整理券の取扱いについては、名古屋市の指示に従うこと。

5 様式、帳票等の調製

この仕様書に定める業務に必要な様式、帳票等を調製すること。

6 名古屋市は、必要があるときは、指定管理者に対して指示を与え、又は業務の実施状況について検査し、あるいは報告を求めることができる。

7 指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により、徴収した使用料を亡失した場合は、すみやかに報告書を名古屋市に提出し、名古屋市の指示に従い、その損害を賠償し又は必要な措置をとること。

8 その他疑義を生じた事項については、その都度名古屋市と協議すること。

様式 1 駐車整理券兼領収書

ミシン目

| | | |
|--------------------|--------------------|---------|
| No. | | No. |
| 駐車整理券 兼 領収書 (控) | 駐車整理券 兼 領収書 | (注意事項等) |
| 金 円 | 金 円 | |
| ただし、戸田川緑地駐車場料金 | ただし、戸田川緑地駐車場料金 | |
| 指定管理者 | 年 月 日 | |
| | 指定管理者 | |

様式 2 領収書

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| No. | | | | | | | | |
| 領 収 書 (控) | | | | | | | | |
| 納 入 者 | | | | | | | | |
| | | 納 | | | | | | |
| 金額 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| ただし、 <div style="text-align: center;">年 月 日 納</div> 指定管理者 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| No. | | | | | | | | |
| 領 収 書 | | | | | | | | |
| 納 入 者 | | | | | | | | |
| | | 様 | | | | | | |
| 金額 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| ただし、 <div style="text-align: center;">年 月 日 領収済</div> 指定管理者 ㊟ | | | | | | | | |

(日本産業規格 A6)

- 備考
- 1 この様式は、2部複写とする。
 - 2 この様式は、100組を1冊とし、これに冊番号を付し、1冊ごとに一連番号を付すること。
 - 3 下記の印を用いる場合は、領収年月日及び指定管理者の記載を省略できる。



様式 3 払込書

第26号様式 (第52条)

| | | |
|---------------|---------------|-------|
| 年度 | 名古屋 領収書 | |
| 払込場所 | 受託者氏名 | 領収日付印 |
| 名古屋指定金融機関 | | |
| 名古屋市収納代理金融機関 | | |
| 会計 | 一般会計 | |
| 科目 | 公園使用料 | |
| 金額 | | |
| ただし、 | | |
| 上記のとおり領収しました。 | | |
| 主管 | 緑政土木局緑地部緑地管理課 | |

(受託者保管)

この領収書は、名古屋市の指定金融機関又は収納代理金融機関の領収日付印がないと効力を生じませんから、ご注意ください。

| | | |
|---------------|---------------|-------|
| 年度 | 名古屋 原符 | |
| 受託者氏名 | | 領収日付印 |
| 会計 | 一般会計 | |
| 科目 | 公園使用料 | |
| 金額 | | |
| 上記のとおり払い込みます。 | | |
| 主管 | 緑政土木局緑地部緑地管理課 | |

(金融機関保管)

| | | |
|--------------|----------------------------|-------------------|
| 年度 | 名古屋 払込済通知書 | |
| 受託者氏名 | | 領収日付印 |
| DC | 年度 | 科目コード |
| 5 2 0 2 | | |
| 受託者コード | | |
| 0 8 1 2 0 | | |
| 調定年月日 | | |
| 会計 | 一般会計 | |
| 科目 | 公園使用料 | |
| 金額 | | |
| ただし、 | | |
| 上記のとおり通知します。 | | |
| 指定金融機関名 | (取りまとめ店) → 三菱UFJ銀行東海公務部 | |
| 主管コード | 1 2 0 1 2 3 | 緑政土木局緑地部 緑地管理課 |

(名古屋市保管)

※用紙の大きさは、縦 178 ミリメートル、横 297 ミリメートルとし、原符片及び払込済通知書片はそれぞれ横 85 ミリメートルとする。